第四十四条　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用される全ての関連情報を、いかなる利害関係者についても、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮に入れることができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って容易に利用可能なものとする。ただし、事前に周知することができない場合は、この限りでない。

3　各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合には、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えるその他の適切な情報も併せて提供する。

第四十五条　通関

1　両締約国は、予見可能な、一貫性及び透明性がある、かつ、公正な方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2　各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次の事項を行う。

(a)　情報通信技術を利用すること。

(b)　税関手続を簡素化すること。

(c)　関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に税関手続を可能な限り調和させること。

(d)　適当な場合には、自国の税関当局と次の当局等との間の協力を促進すること。

(i)　自国の他の国内当局

(ii)　自国の貿易関係者

3　各締約国は、影響を受ける当事者に対し、税関に係る事項についての自国による行為に関する行政上及び司法上の審査手続であって容易に利用可能なものを提供する。

第四十六条　一時輸入及び通過物品

1　各締約国は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（以下「ＡＴＡ条約」という。）に定める条件に従い、両締約国間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする。

2　各締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

3　両締約国は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国又は第三国において物品の一時輸入のための通関手帳（ＡＴＡ条約の例によるものに限る。）を使用し、及び通過物品の通関を円滑化することを促進するよう努める。

4　この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき条件付で全額の又は部分的な免除を受けて物品を関税領域に持ち込むことができる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

第四十七条　事前教示

輸入締約国は、自国が採用し、又は維持する関係法令又は手続に基づく書面による申請があり、かつ、教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合には、産品の輸入に先立ち、当該産品の関税分類、関税評価及び原産地並びに当該産品が前章の規定に基づき輸出締約国の原産品に当たるか否かについて、書面により事前の教示を行うよう努める。

第四十八条　協力及び情報の交換

1　両締約国は、次の税関に係る事項（個別の事案を含む。）に関し相互に協力し、及び情報を交換する。

(a)　税関手続

(b)　関税評価協定に定める関税評価

(c)　禁制品の取引の取締り及び知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入の取締り

(d)　関税法令の違反及びその未遂の防止、調査及び抑止

(e)　一方の締約国から他方の締約国に輸出される産品の通関及びその輸送手段に係る貿易統計のデータ

2　そのような協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。

3　第九条4の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

第四十九条　税関手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討すること。

(b)　この章に関して、両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　1に定める目的のため、附属書三第十一節に規定する運用上の手続の規定であって、附属書三第二節4の規定に基づき税関当局が要求する書類に関するものについて検討し、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(e)　合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

4　小委員会の組織については、実施取極で定める。

第五章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置

第五十条　適用範囲

この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易の技術的障害に関する協定（以下「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続について、並びに両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある衛生植物検疫措置であって、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ衛生植物検疫措置の適用に関する協定（以下「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」という。）に基づくものについて適用する。

第五十一条　権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務並びに衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第五十二条　照会所

各締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの妥当な照会に応ずることができ、並びに適当な場合には関連する情報を提供することができる照会所を指定する。

第五十三条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。